

特記仕様書

緑地保全方針（仮称）の策定に向けた緑地の現況調査業務委託

第1章 総則

1 業務目的

都市の緑地は、グリーンインフラとして多様な機能を発揮し、心身を健やかに保ち、日々の暮らしをより豊かなものとする。本市は、ここ 30 年間に、市域の約半分の緑被を維持しているが、開発圧力の高い首都圏にあって、緑地の維持は容易ではなく、今後の人口減少社会においても、一定の開発圧力が見込まれる市街化区域及びその縁辺部において、失われやすい緑地を次世代に引き継いでいくためには、これまで以上に適切な保全方策を講じていく必要がある。

また、緑地の有するグリーンインフラとしての機能を十分発揮していくためには、緑地の維持管理が重要となるが、従事者の高齢化等によって、これまでの緑地保全制度に基づく維持管理体制（地権者と保全団体中心）を見込んでいくことが困難な状況となるケースも生じている。

このような状況を鑑み、今後の人口減少社会においても、一定の開発圧力が見込まれる市街化区域及びその縁辺部において、貴重な緑地を次世代に引き継いでいくため、緑地の現況を把握し、保全すべき緑地の優先度を定め、保全の優先度に応じてどのような保全方策を講じていくべきかをとりまとめた「緑地保全方針（仮称）」を策定し、緑地の保全を着実に進めていく必要がある。

本業務では、上記の方針策定につながるよう、緑地の現況把握を行うものである。具体には、①保全の優先度設定を見据えた調査項目の設定、②緑地の調査方法の設定、③これらを踏まえた緑地の現況調査を行うものである。

2 本業務の対象地域

- ・千葉市中央区及び稲毛区の市街化区域及びその縁辺部（駅 1 km 圏内）

3 本業務の履行期間

- ・契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 21 日まで

4 関係官公庁その他への手続き等

受注者は、本業務遂行のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、発注者と打合せの上、受注者が代行し、その写しを発注者に提出するものとする。

※ 私有樹林地を現地調査する場合の土地所有者への当初連絡は、発注者が実施する。

5 協議・打合せ

本業務の協議・打合せは、業務着手時及び中間時、業務完了時の計 3 回を基本とし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。

6 完了検査

受注者は、本業務を完了した時、業務完了届及び成果品を発注者に提出し、完了検査を受ける。受注

者は、検査の結果、発注者から修正の指示があった場合には、速やかに修正を実施する。

7 成果品に対する責任の所在

業務完了後、成果品の不良箇所が発見された場合には、受注者は速やかに、訂正・補足、その他必要な措置を行うものとし、これに要する費用は受注者が負担する。

8 貸与資料等

- (1) 令和2年度 千葉市緑被現況調査報告書
- (2) 令和3年度 都市計画基礎調査 土地利用現況図データ (shape 形式)
- (3) 令和元年度 都市基本図数値地形図データファイル
(DM 形式 縮尺：1/2,500、1/10,000、1/25,000)
- (4) 令和5年度 都市計画情報データ (市街化区域・市街化調整区域等) (shape 形式)
- (5) 市街化区域内の緑地の保全に係る過年度の参考資料

※ 貸与された資料等は、取扱い及び保管を慎重に行い、本業務以外での利用は禁止するものとし、全ての資料は、業務完了後、速やかに発注者に返却するものとする。

9 事故の防止

本業務を遂行するにあたって、事故を未然に防止し、関係法規を順守しなければならない。受注者は業務遂行中に発生した損害について一切の責任を負い、事故または第三者被害を与えた時は、受注者の責任において補償するものとする。

10 疑義

受注者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者に申し出るものとし、その解釈及び本業務の細目は、協議の上決定する。

11 権利の帰属

本業務において、ソフトウェア使用許諾権を除く、作成した成果品、資料等に関わる権利は、全て発注者に帰属する。また、受注者は発注者の許可なく成果品を使用、公表、複写の作成、第三者に譲渡及び貸与してはならない。

第2章 業務内容

12 本業務の内容

(1) 調査項目の設定

本業務では 1,000 m²以上の民有樹林地を調査対象とする。調査対象の樹林地に対して、保全の優先度を設定していくことを見据えて、必要な調査項目を提案すること。

なお、樹林地の位置・規模・形態・植生については、必須で調査する項目としつつ、都市緑地法第12条と関連する具体的な調査項目についても必須提案することとし、その他必要な調査項目についても任意提案すること。

(必須調査項目)

- ・樹林地の位置・規模・形態・植生

(必須提案)

- ・都市緑地法第12条と関連する具体的な調査項目と選定理由

(任意提案)

- ・その他必要な調査項目と選定理由

(2) 調査方法の設定

(1) で提案した調査項目ごとに、調査方法を提案すること。

(調査項目ごとの調査方法)

- ・樹林地の位置・規模・形態 … ○○○に基づいて把握
- ・樹林地の植生 … ○○○に基づいて把握
- ・必須提案項目 … ○○○に基づいて把握
- ・任意提案項目 … ○○○に基づいて把握

(3) 緑地の現況調査

設定した調査項目・調査方法に基づき、緑地の現況調査を実施し、結果をとりまとめる。

第3章 成果品

13 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|--|-----|
| ① 緑地の現況調査報告書 (A4 版) | 2 部 |
| ② 上記報告書の電子ファイル (word 形式) | 1 式 |
| ③ 緑地の現況調査データ (Microsoft word 形式、excel 形式、shp 形式) | 1 式 |
| ④ その他本業務で作成し、発注者が必要と認めたもの | 1 式 |